

# 「部活動の在り方に関する方針」

平成30年 4月  
吉野川市立川島中学校

## 1 本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化活動に興味・関心をもつ同好の生徒が、各部活動の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、体力や技能の向上や、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

生徒が生涯にわたって、豊かで充実した「生活」や「文化」を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツ及び文化活動を行うことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針は、生徒にとって望ましい環境を構築するといった観点に立ち、部活動が以下のことを重視して、地域、学校、種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成26年

3月に作成した「運動部活動指導指針」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進め、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わないこと。

イ 運動部顧問は、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、保健体育の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 文化部活動における適切な指導の実施

文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部活動における適切な指導に準じて取り組むこととする。

## 4 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

イ 長期休業中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

ウ 定期テスト前には定められた部活動休止期間は上記アに含める。

### (2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、早朝練習を含めて平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、合理的でかつ効果的な活動を行う。

### (3) 適切な休養日等の徹底

校長は、2(1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

## 5 スポーツ環境の整備

### 地域・保護者等の連携

ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。